

利益資本化の研究

工藤 市兵衛, 早川 巖

The Study of The Capitalization on The Profit.

Ichibei KUDO, Iwao HAYAKAWA.

利益の資本化については、その態様として、利益による株式消却、利益による資本損失の填補、合併、資産再評価、利益準備金の資本組入、および株式配当の課題があるので、ここに検討してみよう。これらの課題のうち、利益準備金の資本組入は、解釈上も、株主総会の決議を要すると考えられ、また株式配当は、所謂利益配当とは本質を異にし、従って、政策的には、債権者保護よりも、株式保護の見地からこれを取扱わなければならない。

1. 利益の資本化の意義

1.1 緒 説

資本と利益の区別は、その本質的な差異からはもとより、現在及び将来の企業への投資者の持分の均衡を保つという政策的な目的からも、これを維持すべきものである。なぜならば、資本を利益化することは、会社債権者の担保財産基準額の範囲を縮小することになるが、利益を資本化する事は、株主の利益配当請求権の客体の範囲を縮小することになるからである。従って、資本と利益の相互間の振替が認められるのは、右の債権者又は株主の利害の確保という要請よりも一層強い政策的な根拠にもとづく場合でなければならない。

資本の利益化については、既に「愛工大研究報告」第9号で述べたので、ここでは利益の資本化という現象が生ずるのは、次の場合である。

- (1) 利益による株式消却（償還をふくむ）。
- (2) 利益による資本損失の填補（資本損失の利益への賦課）。
- (3) 合併による利益の資本準備金化（合併差益）。
- (4) 資本修正による資産評価（再評価差益）。
- (5) 利益準備金の法定資本への組入。
- (6) 株式配当。

このうち(1)と(2)は、ほんらい資本に賦課すべき消却額または填補額を利益に賦課するために、減少すべかりし資本が減少せずに、利益が減少するという間接的な利益の資本化であり、(3)と(4)は、企業の物的再組織にともなう、ほんらい利益であるものが、資本に編入される場合である。以上は、利益の間接的な資本化であるが、これに対して、(5)と(6)は、直接的な利益の資本化である。

1.2 利益の資本化の各態様。

1.2.1 利益による株式消却。

株式会社法上の株式消却には、「資本による消却」と「利益による消却」の二種がある。前者は、通常の減資手続による場合であって（商法212条1項本文）、これはもちろん、「利益の資本化」ではない。

「利益による株式消却」は、定款の規定にもとづいて一般的に行なう場合（商法212条1項但書）のほか、償還株式にともなう株式消却（商法222条1項）をもふくむ。

イギリスでは、資本概念を実質的にとらえる傾向があるので、一般に、自己株式の取得又は消却は、資本の減少を来たすと考えられており、またドイツでは、資本概念は形式的にとらえられているが、資本と株式の関係が切断されていないので、やはり株式の消却によって資本が当然に減少することになる。

従って、どちらの法系のもとでも、株式消却によって、常に資本の減少を来たすのであるが、それにも拘らず、イギリス会社法第58条1項(a)が、「さもなくば、配当可能であったであろうところの会社の利益から」“Out of Profit of the Company which would otherwise be available for dividend”のみ消却をなしうることとし、1965年ドイツ株式法237条Ⅲ項2号が、「貸借対照表上の利益又は任意準備金の負担で」“Zu Lasten des Bilanzgewinn soder einer freien Rücklage,”消却されると定めているのは、直接利益の負担によって消却するのではなく、株式の消却によって、当然に減少する法定資本を、配当可能利益を拘束することによって修復し、この消却の対価を実質的に資本

ではなく利益に負担せしめ、もって、債権者の保護をはからうとする政策的な要請にもとづくものである。この趣旨を貫くために、イギリス会社法58条1項(d)は、上の場合に株式の名目額と同額の配当可能利益を、法定資本と同じ拘束をうける「資本消却準備金」Capital redemption reserve fundに振替えるべきことを定め〔註1〕、1965年ドイツ株式法237条5項は、消却株式の券面額と同額の全額を、「法定準備金」Gesetzliche Rücklageに組入れるべきことを規定しているのである〔註2〕。これに対して、日本法では、イギリス法と異って、法定資本を形式的にとらえ、またドイツ法と異って、資本と株式の関係を断ち切っているのが、株式の減少と資本の減少との結びつきは、必然ではなくなっている。

それゆえに、商法212条第1項では、「株主ニ配当スベキ利益ヲ以テスル」といっているのは、文字通り「利益による」のであって、資本には影響がなく、従ってまた、イギリス法やドイツ法のように、同時に配当可能利益を拘束する必要もない。何故ならば、消却額は、直接全面的に、利益にチャージされるからである。

本質論からいえば、この取引は、資本取引であるから、資本の減少を伴うのが当然であるが、商法は、債権者保護のための政策的要請から、「利益ヲ以テスル」ことを要求しているのであって、その結果ほんらい資本に賦課されるべきものが、利益に賦課されることになり、その意味で、「利益による株式消却」の本質は、「利益の資本化」である。ただ、この場合にも、債権者保護のための政策論としては、利益を資本化することは、必ずしも必要なわけではなく、消却による資本の減少をみとめ、それと同時に、配当可能利益を、利益準備金の1種として、拘束するという方法も考えられよう。

しかし、すでに株式配当の場合にも、利益の資本化を認めている以上は、強いてそのようにする必要もない。

1.2.2. 利益による資本損失の填補

減資差損のようないわゆる「資本損失」は、剰余資本に賦課されるが、剰余資本がこれをまかなうに足りない場合には、本質上は、法定資本に賦課すべき性質のものであるが、法定資本は、政策的な理由から、減資手続によらないで減少することはできないので、けっきょく、利益に賦課することを余儀なくされる。その意味で、間接的に利益が資本化されることになる。

このような資本損失で、剰余資本によって埋めきれないものは、全額をその期の利益に負担させることなく、貸借対照表上に繰延べて、徐々に消却していくのがよい。そして後に剰余資本が発生した場合には、まずこれに賦課するといふ方法がもつとも理論的である。

「資本損失のチャージ」については、愛工大研究報告」第9号ですでに考察した。

1.2.3. 合併による利益の資本準備金化、

資本準備金としての合併差益は、合併減資差益ならびに解散会社の剰余資本のほか解散会社の留保利益をふくむから、そのかぎりでは、利益の資本化が行われる。これは1種の資本修正と考えられる。持分プール式の合併は、かような利益の資本化を伴わないことに特色がある。

1.2.4. 資本修正による資産再評価、

評価性剰余のうち、貨幣価値の変動によるもの以外は、資本ではなく利益であるが、合併整理、更生および資産再評価法にもとづく資産再評価の場合には、再評価は一般的に行われるので、そのかぎりでは、利益性の評価差益が資本化されることになる。

1.2.5. 利益準備金の資本組入と株式配当、

いずれも、留保利益の直接的な法定資本化をとまうが、前者が配当不能利益の資本化であるのに対し、後者は配当可能不益の資本化である点で異なることに注目すべきである。

この両者については、節を改めて取扱うことにする。

〔註1〕小町谷操三「イギリス会社法概説」

123頁～124頁。

武市春男「イギリス会社法」

240頁～241頁。

〔註2〕1965年ドイツ株式法237条3項②及び5項。

〔神戸法学雑誌（八木・河本・正亀）訳〕＝
「ドイツ株式法邦訳」

Godin-wilhelmi, Aktiengesetz § 237.

2. 利益準備金を資本組入

前節で概観した利益の資本化の各態様は、概して、企業にとって非常の場合であって、その要件も、一般に厳格である、

それらは、資本損失の填補の場合を除いて、いずれも、定款、株主総会の特別決議、または、特別法の規定にもとづいて、厳格な要件のもとに行われる。所が、利益準備金の資本組入については、商法293条の3第1項を根拠として、取締役の決議をもって、これをなしうとするのが通説である〔註1〕。しかし、利益準備金は、資本準備金とは異って、一定額に達するまで決算利益の一定率を、強制的に拘束する制度であるから、その資本組入をみとめると、次々に利益準備金が資本化されていき、けっきょく、配当可能利益の減縮を招来することになるので、株主の利害に影響するところが大きい。そこで、多くの有力な学説は、立法論として、同条の「準備

金」は、資本準備金にかぎり、利益準備金の資本組入は、これを認めるべきでない」と主張している〔注2〕。しかし、更に一步進んで、解釈論としても、同条の「準備金」に、利益準備金をふくめるべきではないであろう。株式会社における資本と利益の区別を継続的に維持すべきであるという要請は、「資本の利益化」を妨げるという意味では、債権者保護の政策にもとづくものであるといつてよいが、一方、「利益の資本化」を妨げるという意味では、株主保護の政策を反映する。継続企業においては、株主は「利益」に対してのみ請求権をもち、「資本」に対する請求権を有しないのを原則とするからである。

利益準備金は、配当可能利益ではないが、それが拘束されているということによって、利益の1部であるというその本質を失うものではなく、その資本組入は、それが資本化されることによって、間接的に配当可能利益の範囲を縮少していくのであるから、そのかぎり、株主の請求権の客体の範囲は縮少することになる。そして、ここにも利益準備金を、「利益」の1部としてとらえるこの論文の理論の実際の意義があるのであって、このような資本と利益の本質的な関係を破って、利益準備金の資本組入をみとめるためには、より強い政策的な根拠を必要とする。

ところが、この点では資本準備金とは異なり、利益準備金の資本組入を認めるべき如何なる政策的根拠をも見出すことができないのである。利益準備金は、資本準備金と異って、積立限度が定められているので、その額が異常に増加することはない。従って、資本構成の均衡化ということは、その資本組入をみとめる理由とはならない。

また、資本組入は、必ずしも新株発行をともなうものではなく、かつ株式分割によっても株数を増加することができるのであるから、株式構成の均衡化といふこともまた、理由とならない。

しかし、一方、準備金の資本組入は、1種の利益処分であるから、株主総会の決議にもとづいて行われる場合には、これを否認する理由はない。利益準備金制度は、債権者保護と企業維持のためのものであるから、それが法定準備金とし拘束をうけるのは、もっぱら配当その他企業外への流出についてだけであって、資本組入のような「より拘束を強化する方向へ」は、これを処分する事ができるのは当然である。

もともと、利益準備金の積立自体が、1種の利益処分であって（それは1定率までは、法の強制によるが、それ以上の率をもって積立てもよいのであって、その意味では総会の利益処分権に服する）その処分目的は、「利益」準備金として会社に留保することにあるのであ

るから、これを利益のカテゴリーから資本のカテゴリーに移すためには、あらたに、株主総会の決議を要するものといわなければならない。

多国の立法例にも、株主総会の決議を経ないで、法定準備金の資本組入をみとめるものはないようである。ほんらい1定率を、法定準備金 *Gesetzliche Rücklage*, *réserva légale*, として積立てることを要求するのは、1867年のフランス会社法36条に始まる〔注3〕大陸法系の制度であるが、フランス及びドイツは、法定準備金の資本組入は、株主総会の特別決議によってのみ、認められると解されているといわれ〔注4〕、更に1959年に制定されたドイツの「会社財産による資本増加ならびに損益計算書に関する法律」は、法定準備金については、従来の資本の10分の1又は定款の定めたそれ以上の割合を超える場合にかぎって、資本への組入をみとめている。

英米法系では「法定」準備金という制度はないが、利益の資本化の制度はあって、たとえば、イギリス会社法第1スケジュールA表128条は、分配可能利益 *Profit available for distribution* の資本化 *Capitalization* を、「総会の決議」によってなすことができるとしている〔注5〕。

これに対して、アメリカでは、たとえば、模範法19条3項は、剰余金の資本組入を、取締役会の決議によってなすことをみとめているけれども〔注6〕、これは、アメリカ法では、1般に株主総会ではなく取締役会が、利益処分権をもっていることからみて当然であり、日本やドイツのように株主総会に利益処分権を留保している法制と同一に論ずることはできない。かくして、利益準備金の資本組入については、この別表の本質、政策、および沿革のいずれの見地からみても、少くとも、株主総会の通常決議を要件とすべきあって、取締役会の決議では足りないのが適当である。本条にかぎらず、法が単に「準備金」と表現している場合でも、かならずしも資本準備金と利益準備金の両方をふくむわけではない。たとえば、290条第1項の「準備金」が、資本準備金をふくまず、利益準備金のみを意味することは、すでに指摘した通りであるし、また281条5号は、利益処分についての総会の権限の内容を明示したものととして、290条と統一的に解すべきであり、従って同号の「準備金」も資本準備金をふくまないのは当然である。ただし、利益準備金は、毎決算期の利益の10の1「以上」の積立が要求されているのであるから、「法定」といっても、その毎期積立額は、法律上当然に定まるのではなく、総会による利益処分の1として、その決議によってはじめて確定するのに対し、資本準備金はその性質上当然にその額が確定するのであって、後者は、いかなる意味でも株主総会「処分権」の対象ではなく、単に貸借対照表上

の項目の1として、その「承認権」の対象であるにすぎない（商法283条1.281条2）のであるから、貸借対照表のほか、更に、これに関する「議案」（商法281条5）を必要とする理由はないのである。

これに対して、利益準備金の積立は、法定と任意とを問わず、配当と並んでまさに利益処分の場合であり、それはもっぱら、株主総会の裁量（法定利益準備金については、決算利益の10分の1以上という範囲で）にかかるとのことであり、また、それだからこそ、この「議案」に記載される意義が存するのである。

このようにみえてくると、商法の「準備金」という表現が、利益準備金と資本準備金の両方をふくむ場合は、「前2条の準備金」とわざわざことわっている289条1項を除いては、存在しないのであって、いずれも、その1方のみを意味することになり、そのいずれかを意味するかは、解釈によって定まるほかはない。

従って、以上のような考察にもとづいて、本条1項は、281条及び290条のそれとは逆に、資本準備金にかざるとのものと解される。

そして、利益準備金の資本組入は、取締役会ではなく株主総会の決議によるべきである。

〔注1〕大隅健一郎・大森忠夫・逐条改正株式会社法解説446頁、

〔注2〕鈴木竹雄・会社法164頁、石井照久・商法142頁
大住達雄・株式会社会計の法的考察253頁、

〔注3〕Levy, Private Corporation and Their Control, 1950, P.313

〔注4〕竹内昭夫「剰余金の資本組入」法協76巻2号
219, 233頁、

〔注5〕小町谷操三、「イギリス会社法概説」
407～409頁、

〔注6〕小橋一郎「アメリカにおける株式会社の資本構成」英米会社法研究 131・132頁。

3. 利益の資本化としての株式配当

3.1 株式配当については、多くの問題があるがここでは詳説を避け、この論文の対象である株式会社における資本と利益の関係を考察するために必要な限度で、株式配当についての本論の立場をあきらかにし、その他若干のコメントを加えるだけにとどめる〔注1〕。

3.2 株式配当の本質については、通常によって漠然と利益配当の1種として把握されているが、これを一歩進めて、積極的にその「利益配当性」を基礎づけようとする試みがある。

その1つは、株式配当は、貸借対照表借方の資産の増加を生ずるということを理由として、これを利益配当としてとらえる商法学者の見解〔注2〕であるが、貸借対

照表借方の資産が増加するのは、会社が利益を獲得したことによるのであって、決して株式配当を行なうことによるのではないから、このような見解が、誤った基礎の上に立っていることについては、多言を要しない。

次に、株式配当によって、企業の利益が株主の持分に振替えられるということを理由として、それが株主の所得であると主張する会計学者の見解があるが、これは、資本を株主の持分、利益を企業の持分と考える思想（いわゆる企業体理論）にもとづくものであって、その前提がすでに誤っている。

会社が利益を獲得したとき、すでに株主にとっても、所得が発生しているが、この段階では、株主の支配権は潜在的なものにすぎず、利益ははまだ「会社という主体」に所属しているのであるから、株主の側からみて実現したものはいえない。いわば未実現の所得であって、それは現金配当によって、はじめて株主の所得として実現する。即ち、現金配当によって、それは、「会社という主体」の支配から脱して、「株主という主体」の支配に移転するのであって、そこに所得性の徴表がみとめられる。

これに対して、株式配当によっては、右のような関係は生じない。

番場嘉一郎教授は、現金配当は、実現した所得であるのに対し、株式配当は、未実現の所得であって、それによって得た株式の売却によって、株主の所得として実現すると説かれるが、実は、この見解は二重の誤りをおかしている。

第一に、株主の所得は、株式配当によってははじめて未実現所得として発生するのでは決しなく、企業の利益獲得によってすでに未実現所得としては発生しているのであり、第二に、株式配当によって得た株式の売却によって、所得が実現するというなら、株式分割によって得た株式の売却によっても、所得が実現するといわなければ、筋が通らない。受取株式を売却すれば、分割の場合と同様、それだけ会社に対するその株主の持分は減少することに注意しなければならない。株式配当によって、株主の所得が実現することはなく、現金配当がない限り、このような意味での「所得」は、永久に未実現なものとして止るのである。

3.3. 株式配当は、少くとも三つの徴表を内包すると考えられる。

第一は、株式配当によって、「発行株式数の増加」を生ずることである。この点では、通常の新株発行、株式分割及び準備金の資本組入による新株発行と共通であるが、単純な利益留保及び現金配当とは異なる。

第二は、株式配当によっては、貸借対照表借方における「資産の変動」が生じないことである。この点では、

単純な利益留保、株式分割及び準備金の資本組入と共通であるが、通常の新株発行（資産の増加を生ずる）および現金配当（資産の減少を生ずる）とは異なる。

第三は、株式配当によって、貸借対照表貸方における「利益の減少」と「資本の増加」即ち「利益の資本化」を生ずることである。この点では、利益準備金の資本組入と共通であるが、通常の新株発行、単純な利益留保、株式分割および現金配当と異なる。

このうち、第一の徴表は、会社の「株式構成」の観点からみたものであるのに対し、第二及び第三の徴表は、会社の「財務構成」の観点からみたものである。また、第二と第三の徴表の間の関係は、会社の「財産構成」を、貸借対照表の「借方構成」としてみるか、「貸方構成」としてみるかによる。以上の分析から、株式配当の本質は、「株式の分割」と「利益の資本化」との複合であることは明らかであり、かつ、それは、現金配当とは、この三つの徴表のいずれの点でも異なり、逆に、利益準備金の資本組入による新株発行とは、いずれの点でも共通であるという著しい特色が、浮彫されてくるのである。

3.4 このような本質の差異は、当然の事として、政策の問題を取扱う指標となる。商法が、いわゆる蝟配当を禁止しているのは、物的会社における債権者の唯一の担保である所の決定資本額に相当する会社財産の流出を防止するためである。ところが、現金配当の場合と異なり、株式配当によっては会社財産の流出は生じない。それによつては、貸借対照表の借方には変動がなく、その貸方において、利益の法定資本への振替が行われるだけである。法定資本の増加は、たとえそれが、資産の増加をとみなさない「抽象的増加」であっても、それは、株主には不利であるが、債権者にとっては、かえって有利である。

このように考えると、株式配当に関しては、「蝟配当」という意味での違法配当の観点は無いといつてもよく、債権者保護のための規定である適法290条を、債権者保護の必要のない株式配当に適用する実益はない。従つてまた、自己株式、繰延勘定、未実現利益等についての利益の政策的拘束も、株式配当の場合には必要がない。アメリカでも、株式配当には、現金配当についての政策的拘束を及ぼさないのが一般である〔注4〕。

株式配当が、「利益配当」であるかどうかは、むしろ用語の問題にすぎないのであって、それは少なくとも、「現金配当」とは本質を異にする。従つて、「債権者保護のための政策的見地」からは、株式配当を現金配当と同列に、「利益配当」として規制する意味はないものといつてよい。株式配当に関する政策的規制は、「債権者保護」という見地からではなく、むしろ逆に、「株主保護

」という見地から重要となる。

先に指摘したように、株式配当は、「利益の資本化」であるという点では、利益準備金の資本組入と共通であるが、ただ、利益準備金の資本組入は、「配当不能利益の資本化」であるのに対し、株式配当は、「配当可能利益の資本化」である点異なるのである。政策的にみると、一般に利益の資本化ということは、この論文でこれまで考察して来たように、債権者にとって有利である一方、株主には不利であることから、株主保護の政策が必要となるのである。

「配当不能利益である利益準備金の資本組入」については、それがすでに株主の支配を脱しているとみれば、通説のように取締役会の決議で足り、いまだ株主の支配が潜在しているとみれば、この論文のように株主総会の決議を要求すべきことになる。

これに対して、「配当可能利益の資本化である株式配当配当」においては、株主保護の必要は一層大きいので、商法が株主総会の特別決議を要求した趣旨も、このような政策的要請にもとづくものと解すべきである。商法がこのような厳格な要件を定めた根拠としては、現金の代りに株式で配当することが、株主にとって不利であることによると説かれているが〔注5〕、これは、一般に株主総会の決議を要求する理由とはなつても、その特別決議を要求する理由とならない。株式総会は、必ずしも、利益の配当をする必要はないのであって、配当可能利益の全額を、単純に留保することも可能である以上、これはあたりまえのことで、現金の代りに株式で配当することが株主に不利であるというならば、配当をしないで、利益の全額を留保するのは一層不利なはずで、その場合にも特別決議を要求しなければ筋が通らないであろう。ここで株主の利益に関するといつているのは、そのような所にあるのではなく、まさに株主配当が、利益の資本化をとまうという一点に尽きる。

3.5 ただし、法定資本と株式との間に、「本質的な関係」がない現行法のもとでは、株主配当と利益の資本化とを結びつけておく理論上の必要性はない。株式配当から「利益の資本化」という性質を取除けば、それは、株式分割とまったく一致する。株式配当が、株主にとって有利であるのは、理論上、従来の配当率が維持される場合だけである。しかし、このことさえも、けつして、株式配当に特有の性質ではない。株式配当という制度が、企業投資者にとって、心理的な気やすめとしての効能をもつ以外に、はたしてどれほどの実質的な意味があるかということは、すこぶる疑わしい。

〔注1〕株式配当に関する文献

土田三千雄、「株式配当の性格」企9巻、
13号7頁、

久保欣哉, 「株式配当と無償交付」青山法学論
集1巻 1.2合併号 83頁,
竹内昭夫, 「剰余金の資本組入」法協75巻5号
537頁, 76巻2号193頁,

〔注2〕久保, 101頁105頁,

〔注3〕土田, 13頁,

番場嘉一郎, 「丹波教授の株式配当本質論に
対する批判」産20巻1号32頁以下,

〔注5〕Ballantine, On Corporation, P.574.

〔注5〕鈴木竹雄, 会社法 170~171頁,

石井照久, 商決I 457頁,

大住達雄, 株式会社計の法的考察
209頁~210頁,